

NPO（市民公益活動団体）登録制度概要

市では、NPO情報のネットワーク化を実施し、団体情報の公開及び提供を行い、NPOの活動促進のための環境形成を図るための登録制度を実施しています。

【登録団体のメリットは】

登録した団体は、石巻市NPO支援オフィス内（石巻市穀町15-2：石巻市ささえあいセンター2階）の団体登録棚で情報が公開されるとともに、情報掲示板や資料提供棚、さらにホームページを活用して団体活動をPRすることができます。

また、団体連絡ボックスで、各種助成金情報や情報誌などの最新情報が送付され、NPO支援オフィスの小会議室スペースも専用使用できます。

【登録できる団体とは】

登録できる団体（市民公益活動団体）とは、市民が自らの信念と責任に基づき、自発的かつ自立的に行う活動であって、営利を目的とせず、かつ、地域における社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、まちづくりの推進、国際協力及び交流の推進など市民の不特定かつ多数の利益の増進を目的とした団体です。なお、組織の形態としては、特定非営利活動法人（NPO）に限らず、一般もしくは公益財団法人・任意団体・ボランティア団体など幅広く登録できます。

ただし、次の各号に掲げる活動を目的としている団体は除かれます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職及び同法の規定を準用する選挙による公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とする活動
- (4) その他公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

【登録の要件とは】

団体登録の要件とは、市民公益活動を組織的かつ継続的に行う団体で、次の各号に掲げる要件を満たすものであることです。

- (1) 2人以上の構成員がいること。
- (2) 事務所の所在地が市内にあること、又は市民公益活動団体の活動が市内で行われていること。
- (3) 市民に開かれた団体であること。
- (4) 代表者、運営の方法を規約又は会則（以下「規約等」という。）で定めていること。
- (5) 独立の組織であること。

【登録の仕方は】

登録を行おうとする団体は、石巻市市民公益活動団体登録申請書（様式第1号）に代表者、運営の方法を定めた規約又は会則（以下「規約等」という。）、会員名簿を添えて申請するものとする。

申請書（様式第1号）については石巻市NPO支援オフィスで配布しております。

【登録申請をすると】

登録申請を行った団体には、必要な市民公益活動団体の要件に適合すると認められた時は、石巻市市民公益活動団体登録通知書（様式第2号）により、団体登録されたことが通知されます。

その際に通知された登録番号で、NPO支援オフィスの小会議スペースの専用使用などの様々なサービスを手軽に受けることができます。

また、登録された情報は、石巻市NPO支援オフィス内の団体登録棚やホームページで情報が公開されることとなるとともに、必要に応じ、団体活動をPRすることができます。

【登録申請の時期は】

随時受付を行っています。

【登録申請の場所は】

登録申請の場所は、「石巻市NPO支援オフィス」になります。

石巻市NPO支援オフィス 電話 23-3641

（石巻市穀町15-2：石巻市ささえあいセンター2階）

※登録内容に変更が生じた場合は、変更内容について速やかに届出いただきますようお願いいたします。